

第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案 新旧対照表

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）〔附則第三項関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第三節 審議会等

（設置）

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）
第一線救急救命処置体制整備審議会	第一線救急救命処置体制の整備に関する法律（平成二十八年法律第号）
（略）	（略）

現 行

第三節 審議会等

（設置）

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）
（新設）	（新設）
（略）	（略）